

日本共産党 北区議会議員

http://kyoukita.jp/nonoyama/ mail@ken-nonoyama.com

No.509 2019.1.30

日本共産党北区議員団 〒114-8508 王子本町1-15-22

ご相談は 090-2156-3510



事業認可取り消し裁判で東京地裁が不当判決

新たなたたかい



86号線現地調査で説明する豊崎原告団長 = 19日、志茂1丁目

の居住権、

財

は

によって住 に基づく事業

産権が不当に

とされています。

る事 て地 告発したも 侵害され 権 実につい 者ら てい

30 日、東京地方裁判所は、国に対して志茂地区の 補助86号線計画事業認可取り消しを求める裁判につ いて、原告である住民らの請求を棄却する不当な判 決を言い渡しました。判決後の報告集会では、「こん な判決は認めるわけにはいかない」と、直ちに高等裁 判所へ控訴する意向が確認されました。(のの山けん)

分をほぼ丸の

今回の裁判は、 も前に決定され 70

はその存在を示すこと 定したとされる道路: できませんでした。 |図について、 東京都

ません。

も不存在であ

り、この計

計画がそもそ

とされる都

どこまでが権利を制限 されるのかもわかりま なければ、 正確な計画図が 囲を特 定できず、 都市 計 示 画

となりました。 わずか1分ほどで閉廷 却するなどとした主文 を裁判長が読み上げ、 地外に居住する原告ら 請求を却下するとと 午後2時に開廷し 取り消し請求を棄 原告団 道路事業計 0 求め 後の論旨は国と東京都 と認められる」などと 効に存在していたも は るものとなっています。 の言い分をほぼ 院告示第15号)を「有 1946年 じているため、 「 決 住民の主張を退 問題となっている 定」(戦災復興 (昭和21年)

もに、

可

3判は、

のになぜ「合法」か

判決文でも「その現存 確認されていない 裁判では、46年に決

判を住民が決意 局裁での新たな裁

決意が示されました。 きらめるわけには 不当な判決。これ や原告から「極め 報告集会では、弁護 控訴してたたかう との発言が であ 1

ることは明白です。 て 画 |自体が不存在 ないならば、 決定図が存在 一であ

判決文で

これ を示せるものではあ およそ都市計画の範 できる」としています。 たと「推認することが 京都建設局監修の ところが、この資料 万分の1の地図 いるから、 8月に発行され の路線が記載さ と同じものであっ か 市 し判決文は、 計畫 一覧圖_ 決定図 た東

丸のみ

その



改定に向けて、 区議とともに参加 の懇談会」が開かれ、 代表として、さがら 日本共産党区議団の トワークの「区議と 女共同参画推進ネッ アゼリアプランの 26 1 日 スゆうで、 山崎たい子 北とぴ 昨年 あ

格差解消めざして

男女共同参画ネットワーク・区議との懇談会



男女平等で世界から 同 実 力をつくします。 てとりくむべき課 取り残されているこ と発言しました。 を負わせるのではな とを強調し、 は、 格差社会の改善 100位以下で、 施 男性こそ率先し 画 さ ギャップ指数 を基に討 に関するアン 女性 日本のジェン れ (のの山けん) た この解 に責任 男女

民団北支部新年会

日韓の友好さらに

27日、民団北支部の新年会が赤羽の銀座アスターで開かれました。冷え込んでいるという日韓関係ですが、お互いを理解しあい、冷静な話し合いを続けて関係改善を図るべきとのあいさつが相次ぎ、さらなる日韓友好への決意が示されました。(のの山けん)



都営住宅

2月 9日(土)午後1時~3時 2月 10日(日)午後5時~7時 2月 13日(水)午後6時~8時

今回の募集は、家族向(ポイント方式)・単身者向・シルバーピアなどです。 相談の際は、申込み用紙と収入がわかるもの(源泉徴収票、確定申告書など)をご持参下さい。詳しくは、☎090-2156-3510(のの山)までご連絡下さい。上記の時間以外にも、個別相談に応じます。

